

管理コード	府庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (組織)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管理 推進 番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁
0910010	厚生労働省	国保総合保健施設の要件緩和	・国民健康保険法第3条第1項 ・「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付金(平成12年9月21日保険発第164号)」	国民健康保険の保健事業の一層の推進を図ることを目的とし、国民健康保険法第3条第1項に規定する市町村および特別区に対し、国民健康保険総合保健施設の整備および保健事業部の運営に必要な費用を補助しているところである。	D	国民健康保険法第3条第1項に規定されている市町村および特別区が、地方自治法に定める一部事務組合を設けて、国民健康保険事業を行うことは差し支えない。 したがって、複数市町村が運営する一部事務組合において、国民健康保険総合保健施設を設置・運営することは可能である。	(項) 医療保険給付措置 (目) 国民健康保険財政調整交付金	527,460,567	概要要求額については、総合保健施設分以外も含めた調整交付金全体の額である。	1 0 2 2 1 0	国保総合保健施設の要件緩和	地域包括医療の推進のため、複数の自治体による国保総合保健施設として認められる要件の緩和を行う。  現状の国保総合保健施設は、市町村単位でない認められない要件となっています。 複数の自治体が運営する一部事務組合による国保総合保健施設(地域包括医療)においても、地域包括医療を更に推進するのみに国保総合保健施設として事業を展開し、住民の健康づくりに協力したいと考えます。	国民健康保険法第3条(保険者) 「国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付金(平成12年9月21日保険発第164号)」	滋賀県	公立甲賀病院組合	厚生労働省	
0910020	厚生労働省	ファミリーサポート・センター事業の預かり場所の要件緩和	次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について (H20.11.28厚生労働省発第1128003号厚生労働省審判均等・児童家庭局長通知(最終改正)昭23.25厚発第0325第20号))	子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する者の自宅内である。	E	ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、会員相互間の相互援助活動として、原則預かる側の会員宅での児童の預かりを実施するものである。ただし、子どもを預かり等の援助を行ったい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合はこの限りではなく、会員の自宅外での預かりを一切認めないという指導は行っていないところである。	(項) 地域子育て支援対策事業 (目) 次世代育成支援対策交付金	33,300,000千円の内数	-	1 0 3 4 0	ファミリーサポート・センター事業の預かり場所の要件緩和	ファミリーサポート・センター事業では、子どもの預かりの場所を「原則として、援助を提供する会員の自宅」としている。「援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない」とされているもの、厚生労働省の指導により、会員の自宅外での預かりは認められていないことから、保育所など会員の自宅以外の場所においても預かりができるよう、預かりの場所に関する要件の緩和を求める。	次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について(平成22年3月25日厚発第0325第20号)	兵庫県	兵庫県	厚生労働省	
0910030	厚生労働省	Smart Wellness City(実証研究特区(健康維持努力ポイントによる医療費(税)払い込み制度の創設))	国民健康保険法第71条及び77条	国民健康保険(税)の減免については、市町村の条例の定めるところにより行われ、原則として、減免した額の増徴は行われない。また、正当な理由がないのに医療費(税)の減免措置を大幅に減じたときなど、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合で、都道府県知事の勧告に従わなかったときは、国は、国庫負担金を減額することができる。	C	国民健康保険は、健康もそうでない者も負担能力に応じた医療費(税)を負担すれば、国民健康保険料を支払うことになる。国民健康保険全体の相互扶助で成り立っている社会保険制度であるため、医療費が安い者のみを優遇することは、趣旨にそぐわないと思われる。	-	-	-	1 0 5 0 1 1 0	Smart Wellness City(実証研究特区(健康維持努力ポイントによる医療費(税)払い込み制度の創設))	運動等による健康の維持・増進につながる活動や健康サービスの提供ポイント化、国民健康保険料(国民健康保険料)の減免を行うことを可能とする措置を求めたい。 具体的には、市町村によるポイント制度の導入、ポイントに基づく医療費(税)の減免について、健康サービスへの利用ポイント化、国民健康保険料(国民健康保険料)の一部をポイントで払い定める制度を構築する。また、その場合にポイントに基づく医療費(税)の減免について、国民健康保険法第71条の「市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合」とは見なさないこととする。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるため、健康の維持・増進につながるものとして市が認め一定の健康サービスの利用をポイント化し、ポイントに応じて国民健康保険の医療料(国民健康保険料)の減免を行うことを可能とする措置を求めたい。 具体的には、市町村によるポイント制度の導入、ポイントに基づく医療費(税)の減免について、健康サービスへの利用ポイント化、国民健康保険料(国民健康保険料)の一部をポイントで払い定める制度を構築する。また、その場合にポイントに基づく医療費(税)の減免について、国民健康保険法第71条の「市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合」とは見なさないこととする。	国民健康保険法71条 医療保険者法	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃陽市、新潟市、三上市、福島市、筑波大学	厚生労働省
0910040	厚生労働省	Smart Wellness City(実証研究特区(中心市街地のにぎわいの増進)及びコミュニティビジネス(起業支援))	-	-	C	要項内容は登録免許税の減免や法人税の特典など起業支援に関するものであり、健康増進法で所管しているものではない。	-	-	-	1 0 5 1 0 0 2 0	Smart Wellness City(実証研究特区(中心市街地のにぎわいの増進)及びコミュニティビジネス(起業支援))	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるから、健康に関するコミュニティビジネス(起業)の登録免許税の減免、法人税の特典(起業事業の非課税等)、有償責任事業組合(LLP)への地域金融機関の支援措置等の拡大等を含める。	健康増進法、銀行(信用金庫)法、登録免許税	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃陽市、新潟市、三上市、福島市、筑波大学	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	府庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項・目・目録)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管理 提案 番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁
0910050	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区 (中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法第8条	国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な費用の一部を補助することができる。	C	要望内容は市街地整備、景観形成に関する事業に対するものであり、これらは健康増進法で費用を補助することが可能な事業に含めることは困難である。	-	-	-	1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区 (中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法に基づく健康増進計画に位置付け、都市計画(地区計画及び開発行為の許可等)とのセットで、市街地の根本的なリノベーションを促すことで、市街地の公共施設(道路・公園等)整備に対する支援、まちなか居住(町並み再生・リノベーション型住宅等)及び景観形成等のための整備費・ソフト事業等の総合的な支援。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながる。このため、中心市街地への機能集積を促し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要があり、以下支援策が求められる。 一つは、既存市街地の抜本的なリノベーションを促すための財政的措置。 一つは、「まちなか居住」の推進として、町並みの再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町並み提案(リノベーション型住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型(おちづり等)。 一つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。		福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三上市、岐阜市、秋波大学	厚生労働省 国土交通省
0910060	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区 (特定保健指導推進のための医療費控除の拡大)	所得税法第73条 所得税法施行令第20条、24条、25条 所得税法施行規則第40条の3第1項第2号	特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援を受ける者のうち、当該特定健康診査の結果が高血圧、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する者の状態に応じて一般的に支出される水準の医師による診査又は治療の対価は、医療費控除の対象とされる。	C	医師が行う特定健診により、危険性の重なる者に行われる積極的支援は、対象者の意識及び指導内容及び指導管理が診療の現場においてあされている等法令に相当する部分があることから、医療費控除の対象とされていること。動機付け支援対象者の健康運動教室への参加については、対象者の意識及び指導内容から、医療費に該当せず控除の対象とするとは困難。	-	-	-	1 0 5 1 0 9	Smart Wellness City実証研究特区 (特定保健指導推進のための医療費控除の拡大)	特定保健指導の「動機付け支援」として実施する健康運動教室参加に係る費用について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とする。	現在は特定保健指導のうち一定の「積極的支援」に係る費用の自己負担分については医療費控除の対象となる医療費に該当することとしている。 特定保健指導の「動機付け支援」対象者と判定された者についても、「積極的支援」対象者と同時にタリオンコントロールのリスクが高いことから、健康運動教室参加による指導料について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とするよう措置されたい。 65歳以上の場合、現在の特定基準では積極的支援に該当することはないが、健康運動教室に参加することにより予防効果があると思われる。	所得税法	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三上市、岐阜市、秋波大学	厚生労働省
0910070	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区 (厚労省の予防に関する補助金の一体活用)	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条、25条 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚労省大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準 介護保険法第115条の44、115条の46 地域支援事業の実施について	保健者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効果的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。 市町村は、地域支援事業として、被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)を行うものとしている。	C-D	生活習慣病に留意した検診とそれを踏まえた保健指導を適切に実施することにより、医療費の適正化効果が期待され、その恩恵を直接に受けるのが医療保険者であることから、医療保険者に対し生活習慣病に留意した特定保健指導の実施を義務付けている。 厚生労働大臣が定める基準を満たさないものについては、保健指導の質が担保されない。高齢者の医療の確保に関する法律第28条による特定保健指導の委託先は、医療機関に限られるものではない。 介護予防事業については、老人介護支援センターの設置その他の市町村が適当と認める施設に実施を委託することとなり、現在でも医療機関以外の者についても介護予防事業を行うことが可能。ただし当該事業について、医療保険の保険者に負担を課することは不適当。	-	-	-	1 0 5 1 0 0	Smart Wellness City実証研究特区 (生活習慣病予防に関する補助金の一体活用)	特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを実施する者についても、特定保健指導と同様に健康増進の機能向上などの介護予防事業をする場合についても、保険者一定の負担のもと、健康・運動サービスを提供されるよう措置されたい。 具体的には、高齢者の医療の確保に関する法律第28条による特定保健指導の委託先として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを行う事業者が可能なよう措置されたい。	高齢者の医療の確保に関する法律第28条、介護保険法第115条の48	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三上市、岐阜市、秋波大学	厚生労働省	
0910080	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区 (生活習慣病予防における予防給付の創設)	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条、25条 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚労省大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準	保健者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効果的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。	C	生活習慣病に留意した検診とそれを踏まえた保健指導を適切に実施することにより、医療費の適正化効果が期待され、その恩恵を直接に受けるのが医療保険者であることから、医療保険者に対し生活習慣病に留意した特定保健指導の実施を義務付けている。 厚生労働大臣が定める基準を満たさないものについては、保健指導の質が担保されない。医療費の適正化効果が必ずしも期待できない場合に保険者に一定の負担を強いことは困難。 なお、高齢者の医療の確保に関する法律第28条による特定保健指導の委託先は、医療機関に限られるものではない。 現在、公的医療保険においては、疾病や障害について保険給付を行っており、疾病予防については保険給付の対象とはしてないことから、一定の健康サービスの利用者にし、費用の全部、または一部を医療保険給付の対象とするとは困難。	-	-	-	1 0 5 1 3 3 0	Smart Wellness City実証研究特区 (生活習慣病予防における予防給付の創設)	生活習慣病の予防につながる活動や関連サービスの利用に関する予防給付の創設	特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスの利用に対し、当該サービスの実施者が医療機関でない場合についても、特定保健指導と同様に健康増進の機能向上などの介護予防事業をする場合についても、保険者一定の負担のもと、健康・運動サービスを提供されるよう措置されたい。 加えて、その一定の健康サービスの利用者に対し、費用の全部、または一部を医療保険給付の対象とするよう措置されたい。	高齢者の医療の確保に関する法律第28条ほか	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三上市、岐阜市、秋波大学	厚生労働省